

事業主 殿

一般社団法人 刈谷労働基準協会
会長 下方 敬子

一般社団法人刈谷労働基準協会への加入お願いの件

一般社団法人刈谷労働基準協会は、刈谷労働基準監督署管内(刈谷市・安城市・知立市・高浜市・碧南市)の各事業所で、労働基準法の適用を受ける工場、事業場を対象として昭和49年に各市にあった労働基準協会を一本化し、社団法人として発足したもので現在1,084事業所が会員になっています。

労働基準協会は労働基準行政官庁との密接な連携のもとに、労働条件の改善、労働福祉の向上、経営の近代化を図り、事業所の健全な発展に寄与することを目的としております。

従って、協会の事業は労働基準法・労働安全衛生法の普及、徹底を図るため、刈谷労働基準監督署の行政指導方針に協力して、各種説明会・技能講習会等の開催、会報の発行(毎月)により労働基準行政の周知を図る等の事業を行っています。

貴事業所におかれましても、協会の趣旨にご賛同いただき、是非御加入いただきます様お願い申し上げます。

刈谷協会は労働基準行政の周知を図る各事業を行うことにより、事業場と労働基準監督署を繋ぐパイプの役目を果たし、行政事業の推進に大いに役立っています。

未加入の方は、今後の労働条件や労働福祉の向上を図る糸口として一つでも多くの事業場が加入されるよう望みます。

刈谷労働基準監督署

加入のメリット

1. 協会報「KARIYA」の発行
 - ・ 行政からの最新情報
 - ・ 災害件数および災害発生状況
 - ・ 労働基準法、労働安全衛生法の法改正情報
 - ・ 説明会・講習会等 開催案内
2. 無料相談窓口の開設
 - ・ 社内の労務管理、安全衛生等の相談等をお受けします。
3. 各種教育の実施
 - ・ 各種教育(技能講習、特別教育等)を開催し、受講料を一部補助します。
 - ・ 労働基準関係書籍や安全衛生ポスター等の斡旋

一般社団法人 刈谷労働基準協会 会費規程

(趣旨)

第1条 この規定は、定款7条に基づいて定めたものである。

(会費)

第2条 会費は、毎年4月1日から3月31日までの年額とし、その額は、その年度の4月30日現在に入会している事業場に対し、規模に応じて別表のとおり定める。

(事業の規模)

第3条 事業の規模は、適用事業場ごとに毎年4月1日現在の労働者数による。

(納入期限)

第4条 会費の納入期限は、その年度の6月30日までとする。

(中途入会)

第5条 年度の中途に入会したときの会費は無料とし、入会金2,000円のみとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、会員総会の議決による。

第1回改訂 平成24年5月

別表 会費区分

労働者数	会費	労働者数	会費
0人～9人	5,000円	400人～499人	50,000円
10人～29人	8,000	500人～699人	60,000
30人～49人	12,000	700人～999人	70,000
50人～69人	15,000	1,000人～1,999人	90,000
70人～99人	20,000	2,000人～2,999人	110,000
100人～199人	25,000	3,000人～4,999人	130,000
200人～299人	35,000	5,000人～9,999人	200,000
300人～399人	45,000	10,000人～	250,000

注)この会費区分は平成24年度の会費から適用する。

年 月 日

入 会 申 込 書

一般社団法人刈谷労働基準協会 御中

貴協会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。

会員番号	No.	※協会記入欄
事業所名		
代表者職氏名		
所在地	〒	
T E L		
F A X		
事業の種類		
労働者数	人	
窓口担当者部署氏名		
年会費	円	

※年会費につきまして入会の承認後、当協会からご請求をさせていただきます。

※ 入会をご希望される方は入会申込書をご記入頂き、郵送又はFAXにて送付下さいます様
お願い申し上げます

一般社団法人 刈谷労働基準協会

〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルス`刈谷ビル5階

TEL 0566-21-6337 FAX 0566-21-6366